

豊岡市スポーツ協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、豊岡市スポーツ協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、豊岡市地域コミュニティ振興部文化・スポーツ振興課内に置き、事務処理及び連絡調整にあたる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、豊岡市における社会体育の育成及び普及振興を図り、市民の健康維持増進とスポーツ精神の涵養に努めると共に、市民相互の融和及びスポーツ関係諸機関との連絡調整を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の事業支援並びに連絡調整を図ること。
- (2) スポーツ大会等スポーツ振興事業に関すること。
- (3) スポーツ競技者の育成と競技力向上を図ること。
- (4) スポーツ指導者の養成を図ること。
- (5) スポーツに関する研究調査及び広報啓発を図ること。
- (6) スポーツ振興に関し、関係諸機関との連携を図ること。
- (7) その他、本会の目的達成に必要なこと。

第3章 組織及び加盟

(組織)

第5条 本会は、豊岡市における地域スポーツ協会及び競技別専門部をもって組織する。

2 地域スポーツ協会は、豊岡スポーツ協会、城崎スポーツ協会、竹野スポーツ協会、日高スポーツ協会、出石スポーツ協会、但東スポーツ協会の6つの協会で構成する。

3 競技別専門部は、豊岡市スポーツ協会に所属する競技別協会で構成する。

4 競技別専門部への加盟については、理事会で承認する。ただし、加盟については別に定める規程により、この規程を遵守しなければならない。

(会費)

第6条 地域スポーツ協会は、毎年6月末日までに会費30,000円を納付しなければならない。

2 一旦納付した会費は返還しないものとする。

第4章 役員及び評議員

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 5名以内
- (3) 理 事 長 1名
- (4) 理 事 12名以内
- (5) 会 計 1名 (兼理事)
- (6) 監 事 2名

(役員を選出)

第8条 本会の役員は、次のとおり選出し、全てにおいて評議員会で承認を得る。

ただし、役員が任期途中で欠けた場合、次に開催される評議員会までの間、理事長及び監事については理事会において、その他の役員については役員会において補欠役員を承認することができる。

- 2 会長及び副会長は、役員会において各地域スポーツ協会の会長から互選する。
- 3 理事長は、理事会において理事の中から互選する。
- 4 理事は、各地域スポーツ協会の会長を除き、各地域スポーツ協会から2名選出する。
- 5 会計は、理事の中から会長が委嘱する。
- 6 監事は、理事会で選出する。

(役員の仕事)

第9条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- 2 会長は、本会の会務を統括し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき会務を処理し、業務の運営にあたる。
- 5 理事は、本会の重要会務を審議処理する。
- 6 会計は、本会の会計を処理する。
- 7 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第10条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、その任期満了後でも後任者が決定するまでは、なおその職務を行う。

(評議員)

第11条 本会に、評議員を置く。

2 評議員は、競技別専門部に所属している各競技別協会代表者1名をもってあてる。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

(顧問)

第12条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会に意見を述べ諮問に応ずる。

第5章 会議

(種類)

第13条 本会に次の会議を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 特別委員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、会長、副会長、理事長、理事、評議員及び監事で構成する。

2 評議員会は、毎年1回定期的に会長が招集し、本会の予算及び決算、その他重要事項を審議する。

3 前項の規定にかかわらず、会長は必要に応じ、臨時に評議員会を招集することができるものとする。

4 評議員会は、本会の最高議決機関とし、評議員会構成員の2分の1以上の出席(委任状を含む。)により成立し、議決は、出席者の過半数による。

(理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長、理事長、及び理事で構成し、会長が招集する。

2 理事会は、本会の重要会務を審議する。

(役員会)

第 16 条 役員会は、会長、副会長、理事長で構成し、会長が招集する。

2 役員会は、理事会に付議すべき重要会務を審議する。

(特別委員会)

第 17 条 特別委員会は、役員会の承認を得て会長が指名するものをもって構成する。

2 特別委員会には、委員長及び事務次長、その他役員をおき、委員長が招集する。

3 特別委員会は、役員会の下に位置し、役員会の承認を得て、業務を遂行する。

第 6 章 会計

(経費)

第 18 条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 規約の改正

(規約の改正)

第 20 条 本会の規約は、評議員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成で改正することができる。

第 8 章 補則

(補則)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、その都度、会長が理事会に諮って決定する。

附 則

(施行期日)

1 本会の規約は、平成 17 年 5 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年度においては、理事会をもって評議員会とする。

附 則

本会の規約は、平成 19 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

本会の規約は、平成 24 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

本会の規約は、平成 24 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

本会の規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会の規約は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

本会の規約は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

本会の規約は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

本会の規約は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

ただし、本文中「豊岡スポーツ協会」「但東スポーツ協会」とあるのは、当面の間「豊岡体育協会」「但東町体育協会」と読みかえるものとする。